

(仮称) 浜益学園設立準備部会 設置要項

令和 5 年 5 月 9 日決定

(仮称) 浜益小中学校の設立に向けて必要な事項を検討協議し、同校の円滑な開校に資するため、浜益小学校・浜益中学校学校運営協議会に設立準備部会(以下「部会」という。)を設置する。

1 検討協議する事項

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 学校の特色づくりに関すること | 【学校】 |
| (2) 教育カリキュラム(小中一貫教育等)に関すること | 【学校】 |
| (3) 教育目標、学校経営方針に関すること | 【学校】 |
| (4) 校舎の施設機能に関すること | 【教委】 |
| (5) 校名や校章、校歌等に関すること | 【教委/学校】 |
| (6) スクールバスの運行や通学路に関すること | 【教委】 |
| (7) 保育園の施設機能や運営に関すること | 【保育園/教委】 |
| (8) 既存校(園)の閉校(閉鎖)に係る支援に関すること | 【学校/保育園】 |
| (9) その他開校(開園)に向けて必要な事項に関すること | 【学校/保育園】 |

2 部会の構成員及び人数

- (1) 保護者(既存の小中学校及び保育園のPTA代表者、各1名)
- (2) 学校等関係者(既存校の管理職、各1名、はまます保育園長、1名)
- (3) 学校支援推進員(1名)
- (4) 地域関係者(3名)
- (5) 浜益区集落支援員(1名)

3 部会の代表

- (1) 部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- (2) 部会長及び副部会長は、上記2の互選により定める。
- (3) 部会長は、部会を総括し、会議を進行する。
- (4) 副部会長は、部会長が会議を欠席する場合において、部会長を代理する。

4 部会の設置期間

上記1に係る一連の検討協議が終了するまでの期間とする。

5 庶務

部会の庶務は、教育委員会生涯学習部総務企画課において処理する。